

第2章 分限・懲戒

○大隅肝属広域事務組合職員の分限の手續及び効果に関する条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第12号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の分限の手續及び効果並びに失職の例外に関する条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果並びに失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。

（降任、免職及び休職の手續）

第2条 管理者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2人を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

（休職の効果）

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について管理者が定める。

2 管理者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2 休職期間中の給与については、鹿屋市職員の給与に関する条例（平成18年鹿屋市条例第53号）の規定を準用する。

（降給の手續及び効果）

第5条 職員が法第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その意に反して降給することができるものとし、その手續は、第2条の規定を準用するものとする。

2 前項に規定する降給は、2号給を超えない範囲内において、管理者が定める。

（失職の例外）

第6条 管理者は、禁錮以上の刑に処せられた職員のうちその刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとすることができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。